鹿児島県口蹄疫防疫対策 マニュアル (本編)



| はじめに | 1 |
|-----------------|----|
| $(a \cup b)(c)$ | -1 |

| 第1 | 防疫措置の基本方針 | 2 |
|----|--|----|
| 第2 | 防疫措置の概要 | 3 |
| 1 | | 3 |
| 2 | | |
| 3 | | |
| 4 | | - |
| 5 | | 12 |
| 6 | | 14 |
| 7 | in the first of the contract o | 15 |
| 第3 | 異常家畜の届出から病性鑑定までの措置 ———————————————————————————————————— | 16 |
| 1 | 異常家畜の早期発見 | 16 |
| 2 | 通報(届出) | 17 |
| 3 | | 17 |
| 4 | Warmer Control of the | 20 |
| 5 | 本病を否定できない場合 | 22 |
| 6 | 検体の採材 | 23 |
| 7 | 71412427014117101014 | |
| 8 | 21. = 12.02 til 21. | |
| 9 | 陽性判定時に備えた準備 | 26 |
| 10 | | |
| 11 | し その他 | 30 |
| 第4 | 病性等の判定 | 31 |
| 1 | 7141 - 147674 IE | |
| 2 | 患畜又は疑似患畜 | 31 |
| 第5 | 患畜又は疑似患畜決定後の作業 | 33 |
| 1 | | |
| 2 | · · · · · · · · · · · · · · · · · · · | |
| 3 | 11.10=12.70 | |
| 4 | 防疫措置に必要な人員の確保 | 35 |
| 第6 | 発生農場等における防疫措置 | 36 |
| 1 | 7 | |
| 2 | 発生農場における殺処分開始までの防疫措置 | 36 |

| 3 | 発生農場での防疫措置に関する事項 | 38 |
|------------|-----------------------------|----------------|
| 4 | 防疫措置従事者の行程等 | 42 |
| 5 | 集合基地での作業(防疫作業開始前) | 43 |
| 6 | 仮設基地での作業(防疫作業開始前) | 47 |
| 7 | 発生農場での作業 | 50 |
| 8 | 埋却場所での作業 | 56 |
| 9 | 仮設基地内での作業(防疫作業終了後) | 63 |
| 10 | 集合基地内での作業(防疫作業終了後) | 64 |
| 11 | 評価(家畜,飼料,薬品等) | 67 |
| 12 | 防疫作業の一例(肥育牛400頭) | 68 |
| 13 | 防疫作業の一例(肥育豚2000頭) | |
| 第 7 | 通行の制限又は遮断(法第15条) | 87 |
| 1 | 通行の制限又は遮断 | 87 |
| 第8 | 移動制限区域及び搬出制限区域の設定(法第32条) — | 88 |
| 3,7 O 1 | 制限区域(移動制限区域及び搬出制限区域)の設定 | |
| 2 | 制限区域内の家畜の所有者等への周知 | |
| 3 | 制限区域の変更 | |
| 4 | 制限区域の解除 | |
| 5 | 制限の対象 | |
| 6 | 制限の対象外 | |
| 第 9 | 家畜集合施設等の制限(法第33条,第34条) ———— | 97 |
| м 2 | 移動制限区域内の制限 | |
| 2 | 搬出制限区域内の制限 | |
| 3 | 制限の対象外 | |
| J | 時代のスプランド | 31 |
| 第10 | 消毒ポイントの設置(法第28条の2等) ———— | 99 |
| 1 | 消毒ポイントの概要 | 99 |
| 2 | 消毒ポイントの選定 | |
| 3 | 消毒ポイントの設置,運営 | 103 |
| 4 | 消毒ポイントの作業 | 104 |
| 第11 | ウイルスの浸潤状況の確認 | 107 |
| 1 | ウイルスの浸潤状況の確認 | 107 |
| 2 | 移動制限区域内の周辺農場の検査 | |
| 3 | 動物衛生研究部門による検査 | |

| 4 | | |
|-----|---|--------|
| | の対応 | |
| 5 | 検査員の遵守事項 | ···112 |
| 第12 | 予防的殺処分 (法第17条の2), ワクチン ———— | -113 |
| 1 | 予防的殺処分の実施の判断 | |
| 2 | 予防的殺処分の実施手順等 ······ ワクチン ···································· | 113 |
| 3 | ワクチン | 114 |
| 第13 | 消毒 ———————————————————————————————————— | -115 |
| 1 | 法第9条又は30条による消毒及びネズミ駆除 | 115 |
| 第14 | 家畜の再導入 ———————————————————————————————————— | -117 |
| 1 | 導入前の検査 | 117 |
| 2 | 導入後の検査 | 117 |
| 第15 | 発生の原因究明 ———————————————————————————————————— | —118 |
| 第16 | 終息 ———— | -119 |
| 1 | 終息 | 119 |
| 第17 | 防疫作業における留意点 | -120 |
| 1 | 発生農場からのウイルス散逸防止 | 120 |
| 2 | 防疫作業後の留意事項 | ···127 |
| 3 | 健康管理・対策 | …127 |
| 第18 | 県民の不安解消及び風評被害対策 | -129 |
| 1 | 情報提供 | |
| 2 | 相談窓口の設置 | 129 |
| 3 | 消費者及び牛肉,豚肉,牛乳取引業者等への対応 | |
| 4 | | |
| 5 | 1 | |
| 6 | 公共施設等における消毒マット等の設置 | 130 |
| 第19 | 離島における対応 | |
| 1 | 管轄 | |
| 2 | 通報 (届出) | |
| 3 | 組織体制 (現地対策本部) | |
| 4 | 動員体制 | 133 |

| 5 | 農場への病性鑑定立入検査 | ··136 |
|----|--------------------|-------|
| 6 | 疑い事例等の関係機関への連絡体制 | 136 |
| 7 | 病性鑑定材料の送付 | ··137 |
| 8 | 病性鑑定材料送付後の作業 | 138 |
| 9 | 防疫資材,機材の準備 | 139 |
| 10 | 制限区域の設定 | 140 |
| 11 | 消毒ポイント予定地の選定及び人員確保 | …141 |
| 12 | 病性決定時の連絡体制 | 142 |
| | | |

はじめに

- 1 口蹄疫は、国際連合食糧農業機関(FAO)などの国際機関が「国境を越えてまん延し、発生国の経済、貿易及び食料の安全保障に関わる重要性を持ち、その防疫には多国間の協力が必要となる疾病」と定義する「越境性動物疾病」の代表例である。
- 2 口蹄疫は、その病原体の伝播力の強さから、ひとたびまん延すれば、
 - ①長期にわたり、畜産業の生産性を低下させ、
 - ②国民への畜産物の安定供給を脅かし,
 - ③地域社会及び地域経済に深刻な打撃を与え,
 - ④国際的にも、口蹄疫の非清浄国として信用を失うおそれがある ことから、今後も引き続き、清浄性を維持継続していく必要がある。
- 3 現在,我が国の近隣諸国においては,口蹄疫の発生が継続して確認されており, 国際的な人,物の往来が増加していることから,今後も我が国に口蹄疫が侵入する可能性は高い。

このため、常に国内に口蹄疫が侵入する可能性があるという前提に立ち、県、市町村及び関係団体並びに家畜(牛、水牛、鹿、めん羊、山羊、豚及びいのししをいう。以下同じ。)の所有者(当該家畜を管理する所有者以外の者があるときは、その者。以下同じ。)とが緊密に連携し、実効ある防疫体制を構築する必要がある。

第1 防疫措置の基本方針

- 1 口蹄疫(以下,「本病」という。)の防疫措置の基本は,第1に各農場等への本 病ウイルスの侵入を防止すること(「発生の予防」),第2に本病を否定できない 異常家畜の早期発見と早期通報をすること(「早期発見及び早期通報」),第3に 発生した際の迅速かつ的確な初動防疫及びまん延防止措置の実施によりウイルス 拡散防止を図ること(「迅速かつ的確な初動防疫」)である。
- 2 これら一連の防疫措置を確実に実施できるよう、平常時から、県、市町村及び 関係団体並びに家畜の所有者が緊密に連携し、実効ある防疫体制を構築しておく 必要がある。このため本マニュアルでは、県内各者の役割と取り組むべき事項を 明確に定めることとする。
- 3 本病の防疫措置については、「家畜伝染病予防法」(昭和26年5月31日法律第166号。以下「法」という。)、「口蹄疫に関する特定家畜伝染病防疫指針」(平成27年11月20日付農林水産大臣公表。以下「国の指針」という。)、「口蹄疫に関する特定家畜伝染病防疫指針に基づく発生予防及びまん延防止措置の実施に当たっての留意事項について」(平成27年11月20日付27消安第4279号農林水産省消費・安全局長通知)、「家畜伝染病予防法施行細則」(昭和26年8月25日鹿児島県規則第83号)に定めるもののほか、本マニュアルに基づき実施するものとする。

第2 防疫措置の概要

1 発生段階別の対応

(1) レベル1 近隣諸国での発生時

近隣諸国(東アジア地域)で発生している状況。

発生状況を把握し、国内への侵入防止対策を行う。また、国内発生に備え、 県内で家畜を飼養する農場等の情報を整備するとともに、市町村や関係団体 等と一体となった防疫体制作り(防疫演習の実施、防疫措置従事者のリスト 作成、防疫資材の備蓄等)を行う。

(2) レベル2 国内(隣接県及び本県を除く。)での発生時

国内 (隣接県及び本県を除く。) で発生した状況。

県内への本病の侵入を防止するため、連絡体制の強化や疫学関連家畜を飼養する農場の調査等の監視及び防疫体制を強化する。

(3) レベル3 隣接県での発生時

隣接県(熊本県・宮崎県・沖縄県)で発生し、家畜の移動や畜産関係車両の移動等による県内へのウイルスの侵入が危ぶまれる状況。

必要に応じて消毒ポイントの設置等を行い、隣接県からの侵入を防止する。 また、疫学関連家畜を飼養する農場等について、速やかに異常家畜の有無 の確認を行う。

(4) レベル4 本県での発生時

本マニュアル等で対応し,速やかに殺処分・埋却等の防疫措置を行い,本 病の感染拡大を防ぐ。

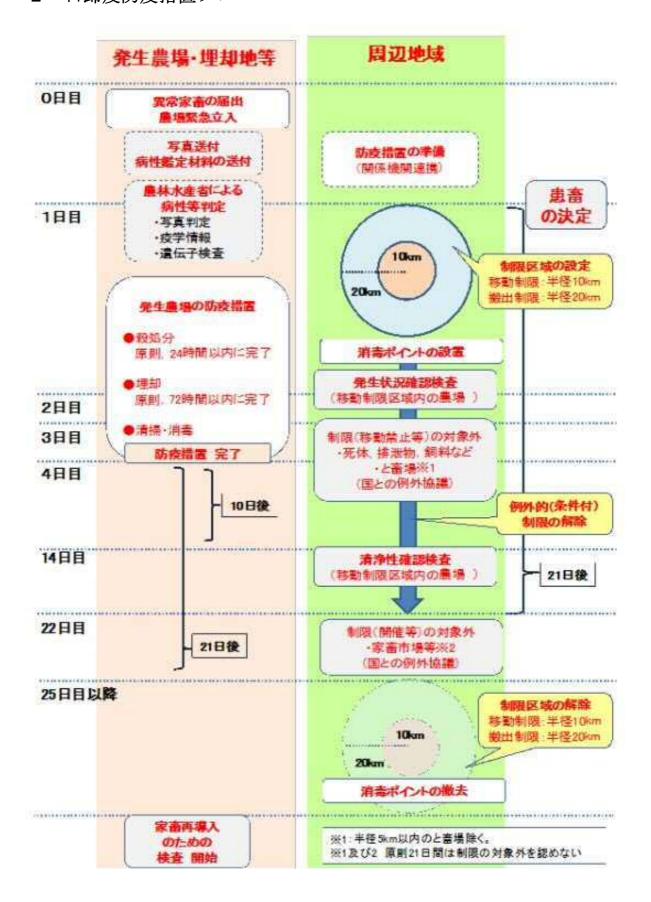
発生段階別の対応

| 対応 | | レベル | | | | 実施機関 | | | | |
|------------------------------------|------------|----------|-----------|---|---|---------|----------|----------|----------|----------|
| | 1 近隣諸国での発生 | 2 国内での発生 | 3 隣接県での発生 | 4 本県での発生 | 県畜産課 | 家畜保健衛生所 | 振興局・支庁 | 市町村 | 農業協同組合 | 農業共済組合等 |
| 監視体制の強化 | | | | | 000000000000000000000000000000000000000 | | | | | |
| (ア) 農家等に対する 飼養衛生管理の指導 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | | | | |
| (イ) 速やかな 情報収集・提供 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | | | | |
| (ウ) 異常家畜の 早期通報の指導 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | | | | |
| (エ) 疫学関連情報の整備,疫学関連 家畜を飼養する農場の調査 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | Δ | A | A | A |
| (オ) 県民への情報提供 | Δ | 0 | 0 | 0 | 0 | | | | | |
| 防疫体制の強化 | | | | | | | | | | |
| (ア) 発生に備えた 防疫資材の確認・確保 | 0 | 0 | 0 | 0 | | 0 | 0 | | | |
| (イ) 発生時の人員確保 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | • | • |
| (ウ) 農場や埋却地等の 情報の把握 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | A | 0 | | |
| (エ) 検体輸送手段の整備 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | | | | |
| (オ) 空港等の水際対策 | | 0 | 0 | 0 | 0 | | | | | |
| (カ) 県境における 消毒ポイント設置 | | | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | A | A | A |
| (キ) 移動・搬出制限区域における 消毒ポイント設置 | | | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | A | A | A |
| (ク) 発生を想定した 防疫演習の実施 | 0 | 0 | | *************************************** | 0 | 0 | A | A | A | A |
| (ケ) 対策本部の設置 | | | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | Δ | A | A |
| (コ) 移動・搬出制限地域内の 異常家畜の確認 | | | 0 | 0 | 0 | 0 | | 0 | A | A |
| 防疫措置の実施 | | | | | | | | | | |
| (ア) 殺処分・埋却等 | (2) | た女四 | (= 0) | 0 | 0 | 0 | 0 | ○ | 0 | A |

※発生時の詳細な役割分担については、3 (3)を参照 (p8)

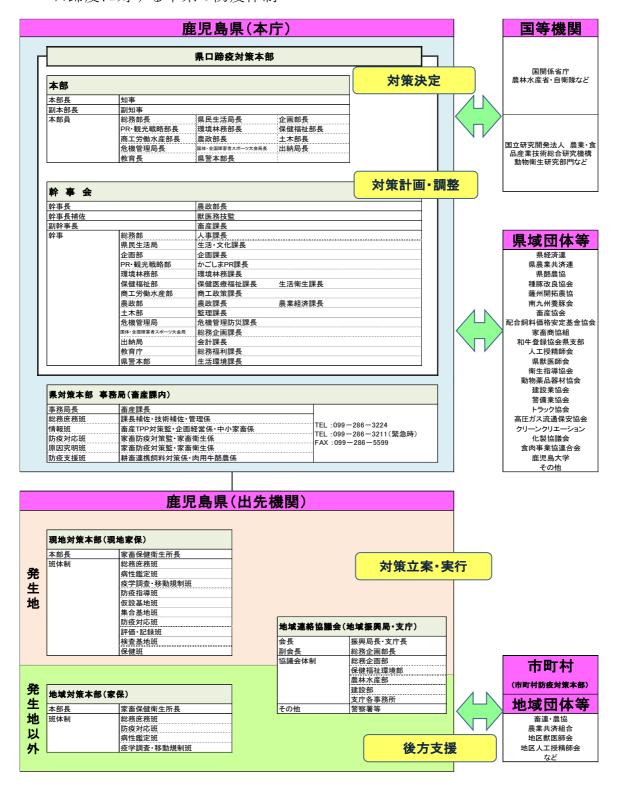
○: 主体 △: 状況に応じて ▲: 参加・協力

2 口蹄疫防疫措置フロー

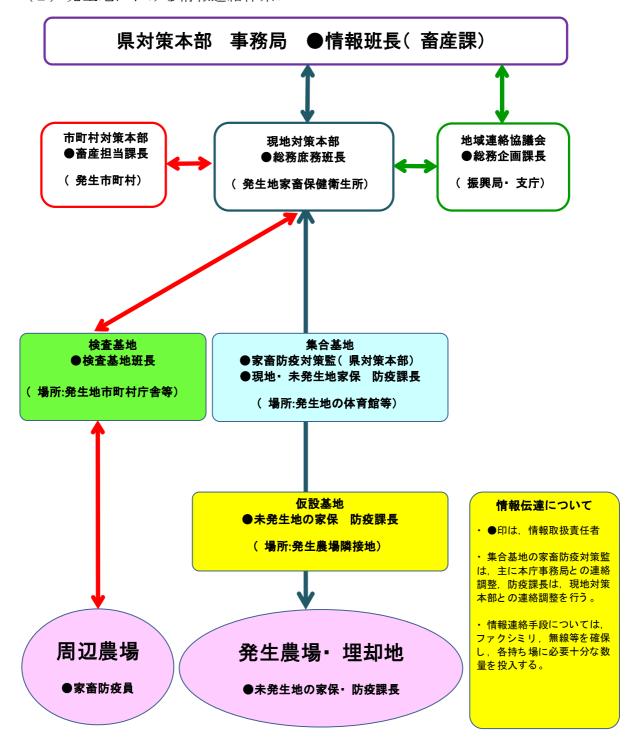


3 防疫体制の概要

(1)組織体制(参考資料p70~74) 口蹄疫に対する本県の防疫体制



(2) 発生地における情報連絡体系フロー



(3) 各防疫措置の役割分担(関係機関・団体別)

| 作業内容 | 骨直の役割分担(関係 | 県 | 家保※1 | 振興局・支庁 | 市町村 | 農協※2 | 共済※3 | 獣医師 | その他 |
|---------------|---------------------|---|------|--------|-----|------|------|-----|-------|
| 検査結果の連絡(連絡 | 8網) | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 対策本部設置(県, 現地) | | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 発生に関する広報 | | 0 | | 0 | 0 | | | | |
| 防疫作業日程調整 | | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | | |
| 発生農場の情報収集 | · ·整理 | | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | |
| 防疫措置従事者の動 | 員 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | |
| 防疫資材の確保 | | 0 | 0 | 0 | 0 | | | | |
| 殺処分方法の検討・決 | 块定 | 0 | 0 | | | | | | |
| 防疫措置従事者の健 | 康相談 | 0 | | 0 | | | | | |
| 発生農場防疫措置 | 殺処分家畜・物品の評価 | 0 | 0 | | 0 | 0 | | | |
| | 殺処分 | | 0 | | | | 0 | 0 | |
| | 殺処分補助(保定,運搬等) | | | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | 埋却作業 | | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | 農場・周辺の消毒 | | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | |
| | 水源・電力の確保 | | | | 0 | | | | |
| 埋却地関係 | 候補地の選定 | 0 | 0 | 0 | 0 | | | | ◎(国) |
| | 必要面積の算出 | | 0 | 0 | 0 | | | | |
| | 候補地の事前調査 | 0 | 0 | 0 | 0 | | | | |
| | 重機の確保 | 0 | 0 | | 0 | | | | |
| 制限区域関係 | 移動・搬出制限区域の選定・設定 | 0 | 0 | 0 | 0 | | | | |
| | 制限区域の広報 | 0 | | 0 | 0 | | | | |
| 通行制限 | 道路使用の調整 | | 0 | | 0 | | | | ◎(警察) |
| | 交通規制標示 | | 0 | | 0 | | | | |
| | 制限内容の広報 | 0 | | | 0 | | | | |
| 集合施設関係 | 集合施設の選定・確保 | | 0 | | 0 | | | | |
| | 集合施設の管理・運営 | | 0 | 0 | 0 | | | | |
| | 作業員の移送方法の検討 | | 0 | 0 | 0 | | | | |
| 発生状況確認検査 | 対象農場の確認 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | | | |
| 清浄性確認検査 | ルート等計画策定 | 0 | 0 | | 0 | 0 | 0 | | |
| | 獣医師の派遣 | | 0 | | | | 0 | 0 | |
| | 案内員の派遣 | | | | 0 | 0 | | | |
| 周辺住民への対応 | 周辺住民への調整等 | | 0 | 0 | 0 | | | | |
| 消毒ポイント関係 | 候補地の調査・選定 | 0 | 0 | 0 | 0 | | | | |
| | 消毒ポイント管理・運営 | | 0 | 0 | | | | | |
| | 消毒作業人員派遣 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | | 0 |
| | 道路使用の調整 | | | 0 | 0 | | | | |
| 追跡調査 | 疫学関連農場・施設の疫学調査 | 0 | 0 | | 0 | 0 | | | |
| | 疫学関連農場・施設の立入検査 | | 0 | | 0 | 0 | 0 | 0 | |
| 事前準備 | 防疫演習の開催による情報共有 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | 緊急連絡網の整備 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | 埋却候補地の確保 | 0 | 0 | | 0 | | | | ◎(国) |
| | 農場リスト, 防疫マップの整備 | 0 | 0 | | 0 | | | | |

※1:家畜保健衛生所,※2:農業協同組合,※3:農業共済組合

◎:主体となり活動 ○:協力

4 口蹄疫対策のための県の役割

(1) 監視体制の強化

- ア 家畜の所有者に対する飼養衛生管理の指導(レベル1~4)
 - (ア) 家畜防疫員は、本病の発生を予防するため、原則として毎年、各農場に立入検査を行い、飼養衛生管理基準の遵守状況を確認するとともに、必要に応じて行政手続法(平成5年法律第88号)に基づく指導及び助言を行う。
 - (イ) 再三にわたり (ア) の指導及び助言を受けたにもかかわらず、それに従 わない家畜の所有者に対しては、随時、法に基づく指導及び助言、勧告並 びに命令を行う。
 - (ウ)発生国で使用された畜産関係資材や輸入稲ワラ等の使用については注意 を喚起し、国内産等の使用に努めるように指導する。
 - (エ) 外国人技能研修生,留学生等を受け入れる窓口となる団体,受入先の農場,大学等に,飼養衛生管理基準の遵守について,十分に周知・指導を行う。

イ 速やかな情報収集・提供(レベル1~4)

- (ア) 県農政部畜産課(以下「県畜産課」という。)及び家畜保健衛生所は, 近隣諸国や国内での発生状況について情報を収集・整理する。
- (イ) その情報を会議等において畜産関係者に説明し、注意を怠らないように 指導するとともに、状況に応じてファクシミリ等により情報提供する。
 - ※ 畜産・家畜衛生情報メールマガジン「かごしま畜コミ・インフォ」 http://www.pref.kagoshima.jp/ag07/sangyo-rodo/nogyo/tikusan/ topics/kagoshima-chiccomi.html (参考資料p134)
- (ウ)特に大規模所有者(牛(月齢が満24か月以上(肥育牛(乳用種の雄牛及び交雑種の牛に限る。)にあっては、満17か月以上)のものに限る。)及び水牛にあっては200頭以上、牛(月齢が満4か月以上満24か月未満(肥育牛にあっては、満4か月以上満17か月未満)のものに限る。)、鹿、めん羊、山羊、豚及びいのししにあっては3,000頭以上の家畜の所有者をいう。)については、法第52条の規定に基づき、担当獣医師から飼養衛生管理の状況について定期的な報告をさせる等、十分な指導を行う。
- ウ 異常家畜の早期通報の指導(レベル1~4)

家畜保健衛生所は、家畜の所有者に対して、家畜の健康状態を把握し、異常家畜が認められた場合には速やかに獣医師又は家畜保健衛生所に通報するように指導する。

エ 疫学関連農場の調査 (レベル2~4)

県畜産課は、発生農場に関する情報を収集し、疫学関連農場の情報を家畜 保健衛生所に提供する。家畜保健衛生所は、その情報に基づき、疫学関連農 場について、所在地や連絡先等の情報を整理し、状況に応じて電話での聞き 取り調査や立入・臨床検査等を行い、異常家畜の有無を確認する。

オ 県民への情報提供 (レベル1~4)

県畜産課は、発生県や発生地域へ旅行等をする県民に対して、発生状況の 把握及びウイルスの侵入防止に努めるよう県ホームページやチラシ等を用い て周知する。

(2) 防疫体制の強化

ア 発生に備えた防疫資材の確認・確保 (レベル1~4)

- (ア) 家畜保健衛生所は、平時から疑い事例や本病発生に備え、検査材料を採 材するための資材、消毒ポイント及び殺処分に必要となる防疫資材等を確 保し、非常時に速やかに対応できるようにする。
- (イ)一定の飼養規模での発生を想定し、鹿児島中央家畜保健衛生所などに必要な資材を備蓄する。
- (ウ) 使用期限のある資材については定期的に更新する体制を整えておく。
- (エ) 想定規模を超える発生により資材が不足する場合や、備蓄に不向きな資材を速やかに確保するため、緊急に調達可能な業者のリストを作成し、連絡方法についても確認しておく。

イ 発生時の人員確保 (レベル1~4)

- (ア) 家畜保健衛生所は、消毒ポイントや殺処分等について人員の確保が必要 であることを地域振興局・支庁、市町村及び関係団体に説明し、その協力 が得られるようにしておく。
- (イ) 県畜産課は、本庁及び各地域振興局等の関係部局に対して、あらかじめ 各所属において健康状態を審査した上、防疫措置に従事可能な者のリスト を作成しておく。
- (ウ)協力を依頼された組織はその人員について、あらかじめリストの作成等 の準備をしておく。
- (エ) 県のみで、発生農場における防疫措置等を実施することが困難な場合には、初動における獣医師の確保に努め、国の職員や他の都道府県からの家畜防疫員及び自衛隊の派遣要請の実施について、農林水産省消費・安全局動物衛生課(以下「動物衛生課」という。)と協議する。
- (オ) 自衛隊の派遣について、農林水産省との協議が整った場合には、発生状況、派遣期間、活動区域、活動内容等について現地の自衛隊災害担当窓口と十分に調整した上で、自衛隊法(昭和29年法律第165号)第83条第1項の規定に基づく災害派遣要請を行う。
- ウ 農場や埋却地等の情報の把握(レベル1~4)

家畜保健衛生所は、管内の農場の位置、畜種や飼養頭数、埋却地等の情報 について、防疫マップ等のシステムを用いて管理する。また、県や市町村が 所有する埋却候補地についても、その位置や埋却可能頭数等の情報を把握し ておく。

エ 検体輸送手段の整備(レベル1~4)

家畜保健衛生所は、あらかじめ航空会社に検査用の検体を送ることについ

て説明し、必要な書類等について把握しておく。

オ 空港等の水際対策 (レベル1~4)

県畜産課は、県内へのウイルスの侵入を防ぐために、県民に発生地域についての情報を周知し、畜産関係施設への訪問に注意を払うとともに、空港や港湾の管理者に消毒マットの設置など防疫体制強化の協力を依頼する。また、本病の発生国からの入国者が訪れる可能性の高いホテル、ゴルフ場等の施設に対しても、出入口での消毒等を行うよう要請する。

カ 県境における消毒ポイント設置(レベル3,4)

県畜産課は、隣接県で発生した場合には、本県との交通の状況等を踏まえ、 必要に応じて県境に消毒ポイントを設置し、発生地域を経由する幹線道路や 畜産関係車両の交通の多い道路についても、必要に応じて、各関係機関と協 力して消毒ポイントを設置するなど、本病ウイルスの侵入を防ぐ。また、本 県で発生した場合も、隣接県への影響を考慮しながら、これに準じる。

- キ 移動・搬出制限区域境界等における消毒ポイント設置(レベル3,4) 県は移動・搬出制限区域境界等に消毒ポイントを設置し、ウイルスの侵入 及び拡散を防ぐ。
- ク 発生を想定した防疫演習の実施(レベル1,2) 県畜産課は、県の機関や民間団体等に対して防疫演習を行い、本病発生時 に迅速に行動できるように訓練しておく。
- ケ 対策本部の設置(レベル3,4)

県畜産課及び家畜保健衛生所は、状況に応じて対策本部を設置し、消毒ポイントの設置等の防疫対策について指示し、各方面に協力依頼を行う。

コ 移動・搬出制限区域内の異常家畜の確認 (レベル3, 4) 県畜産課は、移動・搬出制限区域内の農場を特定し、家畜保健衛生所は、 立入・臨床検査により異常家畜の有無を確認する。

- (3) 防疫措置の実施
 - ア 殺処分・埋却等(レベル4)

発生農場における殺処分・埋却・消毒等については,本マニュアル等に従って,県・市町村・関係団体が一丸となって,迅速かつ的確に実施する。

5 口蹄疫対策のための市町村の役割

市町村は、県の行う家畜の所有者への指導や発生時に備えた準備に協力すると ともに、家畜の所有者が行う発生予防の取組に対し支援を行う。また、発生時に は県の行う具体的な防疫措置に協力する。

(1) 事前検討事項

- ア 市町村対策本部を設置する場合の時期,構成等
- イ 所属職員のうち防疫措置(殺処分・埋却・消毒等)に従事可能な者の確保 及び派遣方法等
- ウ 埋却場所の候補地のリスト化及び地域住民への説明方法
- エ 市町村道の通行遮断等の対応
- オ 車両等の消毒ポイント等(水及び電源の確保)
- カ 防疫措置従事者の集合場所
- キ 市町村民への情報提供の方法、相談窓口の設置
- (2) 隣接県において本病が確認された場合
 - ア 県内発生時に備えた市町村対策本部の設置の検討 県境地域で移動・搬出制限区域が設定された場合には直ちに設置
 - イ 県内発生時に備えた現地防疫作業(動員,消毒・集合場所等の設定)の準備
 - ウ 県内への侵入防止のための消毒に対する協力
 - エ 市町村民への情報提供
- (3) 管内において異常家畜が発見された場合 県から本病を疑う異常家畜を発見した旨の通報があった場合 (明確な口蹄疫症状の場合は、(4)と同様の措置へ)
 - ア 市町村対策本部の設置の準備 (混乱を招かないように情報は,慎重に取り扱う)
 - イ 防疫作業の準備
 - (ア) 防疫措置従事者の確認
 - (イ) 埋却場所の選定
 - (ウ) 防疫措置従事者の集合施設(体育館・公民館等)の選定・準備
 - (エ) 通行遮断時の代替道路の検討、周知の準備等
 - (オ) 移動制限及び搬出制限区域設定の準備
 - (カ) 消毒ポイントの選定・準備
- (4) 管内において患畜又は疑似患畜と決定した場合
 - ア 市町村対策本部の設置
 - イ 埋却場所の選定及び周辺住民への説明
 - ウ 発生地周辺の通行遮断(県への報告,住民への説明)
 - エ 防疫措置従事者の確保
 - (ア) 家畜等の評価

- (イ) 家畜の保定,移動,運搬等
- (ウ) 畜舎等の消毒等
- オ 消毒ポイントにおける通行車両等の消毒
- カ 防疫措置従事者の集合場所の提供(体育館・公民館等)及びその場所の補助業務
- キ 移動制限及び搬出制限区域にかかる内容の周知・指導
- ク 発生状況確認検査への協力(集合場所,巡回車両,案内人の確保)
- ケ 清浄性確認検査への協力 (集合場所, 巡回車両, 案内人の確保)
- コ 市町村民,関係事業者への情報提供,相談窓口の設置(含風評被害対策)

6 口蹄疫対策のための農業団体等の役割

農業団体等は、県の行う家畜の所有者への指導や発生時に備えた準備に協力し、 家畜の所有者が行う発生予防の取組に対する支援を行う。また、発生時には、県 の行う具体的な防疫措置に協力する。

(1) 事前検討事項

本病を侵入させないための消毒等の日頃の衛生管理や家畜の健康観察等について家畜の所有者の指導及び支援を行う。

- ア 管内で発生した場合に備えて検討する事項
 - (ア) 家畜、畜産物、飼料、畜産関係資材の移動状況の把握
 - (イ) 所属職員のうち防疫措置(殺処分・埋却・消毒等)に従事可能な者の確保及び派遣方法
 - (ウ) 団体構成員への情報提供の方法, 相談窓口の設置
- イ 管轄外の市町村で発生した場合に備えて検討する事項
 - (ア) 家畜、畜産物、飼料、畜産関係資材等の移動状況の把握
 - (イ) 防疫措置への派遣協力
 - (ウ) 団体構成員への情報提供の方法, 相談窓口の設置
- (2) 隣接県において本病が確認された場合
 - ア 県内発生時に備えた防疫措置への協力準備
 - (ア) 消毒, 埋却等を補助する防疫措置従事者の確認
 - (イ) 防疫措置に必要な資材の準備
 - イ 県内への侵入を防止するための消毒に対する協力・実施
 - ウ 家畜,畜産物,飼料,畜産関係資材の移動状況調査への協力
 - エ 団体構成員への情報提供
- (3) 管内において異常家畜が発見された場合
 - ア 患畜又は疑似患畜の決定時に備えた防疫措置への協力準備((2)のアに 準じる。)
 - イ 家畜,畜産物,飼料,畜産関係資材等の移動状況調査への協力
 - ウ 団体構成員,関係事業者への情報提供(混乱を招かないように情報は慎重 に取り扱うこと。)
- (4) 管内において患畜又は疑似患畜と決定した場合
 - ア 家畜防疫員による殺処分,埋却,消毒等に対する補助業務を行う防疫措置 従事者の確保
 - イ 消毒ポイントにおける通行車両等の消毒
 - ウ 家畜, 畜産物, 飼料, 畜産関係資材等の移動の自粛又は制限
 - エ 団体構成員,関係事業者への情報提供,相談窓口の設置(風評被害対策を 含む。)

7 口蹄疫対策のための家畜の所有者の役割

- (1) 家畜の所有者は、毎年、法及び家畜伝染病予防法施行規則(昭和26年農林省令第35号)の定めるところにより、その飼養している家畜の頭数及び飼養にかかる衛生管理の状況に関し、県知事に報告しなければならない。
- (2) 法に定める「飼養衛生管理基準」に基づき次の衛生管理を行う。
 - ア パンフレットなどにより、本病についての知識を習得するとともに、県や 農林水産省のホームページ等で発生情報等を随時確認する。
 - イ 衛生管理区域を定め、部外者の立入制限、立入車両の消毒、立入者の手指 ・靴の消毒及び立入者に関する記録を保管する。
 - ウ 衛生管理区域を定期的に清掃・消毒する。
 - エ 家畜の死体及び排泄物等は適正に保管し、それらを農場から移動する場合 には漏出防止に努める。
 - オ 適正な密度で家畜を飼養する。
 - カ 異常家畜を発見した場合は,直ちに獣医師又は家畜保健衛生所に通報する。
 - キ 埋却地を確保する。
 - ク 大規模所有者(4の(1)のイの(ウ))は、担当の獣医師を定めるとともに、特定症状(p16、参考資料p59)を確認した場合の家畜保健衛生所への通報ルールを定めて、従業員に周知する。
 - ※ チェックシート (参考資料 $p1 \sim 4$) によって随時遵守状況を確認し、 不備項目については改善に努める。

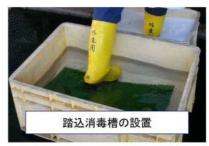
(3) その他

発生時においては、種雄牛等遺伝的に重要な家畜を含め、個別の特例的な扱いは一切行わない。このことを前提として、凍結精液や凍結受精卵等による遺伝資源の保存、種畜の分散配置等により、日頃からリスク分散を図る。

飼養衛生管理基準の遵守



畜舎の定期的な清掃・消毒





第3 異常家畜の届出から病性鑑定までの措置

1 異常家畜の早期発見

急速に拡大する本病の被害を最小限に食い止めるためには、病気の早期発見が もっとも大切である。そのためには、家畜の所有者自身が本病の症状について熟 知し、毎日の家畜の状態を観察し、早期に異常家畜を発見することが極めて重要 である。

(1) 家畜の所有者の対応

- ア 家畜の所有者は、家畜に口蹄疫の主な症状 (特定症状) を示すものがいないか、特に口、鼻鏡、鼻腔、蹄、乳頭を注意深く観察する。
- イ 異常家畜を発見した場合,周囲の家畜にも同様な症状が出ていないか確認 する。
- ウ 日頃から本病の発生情報について把握しておく。

口蹄疫の主な症状(特定症状)

- (1)39.0℃以上の発熱及び泡沫性流涎,跛行,起立不能,泌乳量の大幅な低下 又は泌乳の停止があり,かつ,その口腔内,口唇,鼻腔内,鼻部,蹄部,乳 頭又は乳房(以下「口腔内等」という。)に水疱,びらん,潰瘍又は瘢痕(外 傷に起因するものを除く。以下「水疱等」という。)があること(鹿にあっ ては,39.0℃以上の発熱があり,かつ,その口腔内等に水疱等があること)。
- (2) 同一の畜房内(1つの畜房につき1頭の家畜を飼養している場合にあっては、同一の畜舎内)において、複数の家畜の口腔内等に水疱等があること。
- (3) 同一の畜房内において、半数以上の哺乳畜(1つの畜房につき1頭の哺乳 畜を飼養している場合にあっては、同一の畜舎内において、隣接する複数の 畜房内の哺乳畜)が当日及びその前日の2日間において死亡すること。ただ し、家畜の飼養管理のための設備の故障、気温の急激な変化、火災、風水害 その他の非常災害等本病以外の事情によるものであることが明らかな場合は、 この限りでない。

(2) 獣医師の対応

- ア 診療の際は、本病を疑う疾病の発生がないか留意する。
- イ 平素から本病発生の情報について把握し、家畜の所有者へ情報の提供ができるようにしておく。

(3) 家畜保健衛生所の対応

- ア 家畜防疫員は、農場又は家畜の集合場所への立入の際には、本病の発生が ないか常に留意し観察する。
- イ 普段から家畜の所有者及び関係者が集合する際は、パンフレット等を使って本病に関する知識の普及・啓発に努める。

2 通報(届出)

異常家畜を発見した家畜の所有者、獣医師、と畜検査員、市場関係者等は、直 ちに家畜保健衛生所に通報する。

【家畜保健衛生所連絡先】

| 家畜保健衛生所名 | 電 話 番 号 |
|-------------------|------------------|
| 鹿児島中央家畜保健衛生所 | 099 - 274 - 7555 |
| # 熊毛支所 | 0997-27-0036 |
| "大島支所 | 0997-63-0045 |
| "徳之島支所 | 0997-83-0074 |
| 南薩家畜保健衛生所 | 0993-83-2156 |
| 北薩家畜保健衛生所 | 0996-22-2184 |
| 姶良家畜保健衛生所 | 0995-62-3070 |
| 曽 於 家 畜 保 健 衛 生 所 | 099-487-2351 |
| 肝属家畜保健衛生所 | 0994-43-2515 |

各家畜保健衛生所については、夜間・休日は自動転送により対応している。

3 通報を受けた家畜保健衛生所等の措置

家畜保健衛生所は、異常家畜の通報があった場合、電話での聞き取りにより的 確に症状を把握するとともに、原則として立入検査を実施する。その際は、県畜 産課に連絡する。

(1) 家畜防疫員の対応

通報を受けた家畜防疫員は,次の対応を行う。

ア 通報者からの疾病状況の聞き取り

通報を受けた家畜防疫員は、「異常家畜の届出を受けた際の報告」(別記様式1、参考資料p5)により症状及び疫学情報の電話聞き取りを行う。

イ 通報者等への指導

聞き取りにより、本病を疑う場合は、以下の措置について実施するよう指導するとともに、立入検査を行う旨を伝え、家畜防疫員の到着予定時刻を知らせる。

(ア) 異常家畜の所有者に対する指導事項

- a 本病が疑われることを説明する。
- b 全ての動物を繋留,隔離し,農場からの移動を自粛する。
- c 農場の出入口を1か所とし、消毒槽を設ける。
- d 農場及び防疫関係者以外の者の立入りを禁止する。
- e 急病等やむを得ない場合以外の外出を自粛する。
- f 物品を農場外へ持ち出さない。

- g 異常家畜及び当該家畜の生乳,精液等の生産物,排せつ物,敷料等は 他の家畜や人,物品と接触させない。
- h 当該農場の排水については,適切な消毒措置を行うまでは,可能な限 り流出しないようにする。
- (イ) 異常家畜を診察した獣医師に対する指導
 - a 家畜防疫員の現地到着まで当該農場にとどまる。
 - b (ア)のaからhまでの事項が遵守されるよう家畜の所有者に助言及 び指導をする。
 - c 農場を去る時は、身体のほか、衣服、携行品、車両等の消毒を十分に 行う。
 - d 農場を出たら、直ちに帰宅し、他の場所には立ち寄らない。
 - e 帰宅後は、車両を十分洗浄するとともに、すぐに入浴し、衣服等を消毒する。
 - f 患畜又は疑似患畜でないと判明するまでの間は, 偶蹄類の動物の飼養施設に立ち入らない。
 - g なお,本病と判明した場合には,異常家畜を診察し,又はその死体を 検案した日から7日間は,偶蹄類の動物の飼養施設(当該農場を除く。) に立ち入らない。
- (ウ) と畜場において異常家畜が発見された場合の指導
 - a 異常家畜及びこれと同一の農場から出荷された家畜のと畜を中止する。
 - b 必要に応じて当該と畜場に出入りする関係者に情報提供する。
 - c 畜産関係車両の入場を自粛する。また、出場する畜産関係車両について、消毒を徹底するとともに、異常家畜が患畜又は疑似患畜でないと判定されるまでの間は、偶蹄類の動物の飼養施設に出入りさせない。
 - d 当日搬入されている家畜の出荷農場の特定を行う。
 - e 従業員等(異常家畜の届出時にと畜場に入場していた全ての者をいう。 以下と畜場から届出があった場合において同じ。)が場外に移動する際 には、身体及び車両に対し適切な消毒等を行う。
 - f 従業員等及びbの情報提供を受けた者のうち異常家畜の搬入日以降に 当該と畜場に入場した者(以下「と畜場入場者」という。)は,異常家 畜が患畜又は疑似患畜でないと判定されるまでの間は,偶蹄類の動物の 飼養施設に立ち入らない。
 - g 異常家畜の所有者を直ちに特定し、十分な消毒を行った上で、直ちに 帰宅するように指導するとともに、(ア)のaからhまでの指導を行う。
 - h 異常家畜の出荷に使用された車両及び運転手を特定し、消毒を徹底するとともに、異常家畜が患畜又は疑似患畜でないと判定されるまでの間は、偶蹄類の動物の飼養施設(異常家畜出荷農場及び運転手が所有する農場を除く。)に出入りしないよう指導する。また、運転手が所有する農場への立入りについても、可能な限り避けるよう指導する。
 - i 本病と判明した場合には、と畜場入場者は、異常家畜が患畜又は疑似

患畜と判定された日から7日間は、偶蹄類の動物の飼養施設(異常家畜 出荷農場及びと畜場入場者が所有する農場を除く。)に立ち入らない。 また、と畜場入場者が所有する農場への立入りについても、可能な限り 避けるよう指導する。

- (エ) 家畜市場において異常家畜が発見された場合の指導
 - a 市場関係者は、家畜の移動を自粛する。
 - b 必要に応じて当該家畜市場に出入りする関係者に情報提供する。
 - c 市場内の全ての家畜を速やかに繋留する。
 - d 畜産関係車両の入場を自粛する。また、出場する畜産関係車両について、消毒を徹底するとともに、異常家畜が患畜又は疑似患畜でないと判定されるまでの間は、偶蹄類の動物の飼養施設に出入りさせない。
 - e 従業員等(異常家畜の届出時に家畜市場に入場していた全ての者をい う。以下家畜市場から届出があった場合において同じ。)が場外に移動 する際には、身体及び車両に対し適切な消毒を行う。
 - f 従業員等及びbの情報提供を受けた者のうち異常家畜の搬入日以降に 当該家畜市場に入場した者(以下「市場入場者」という。)は,異常家 畜が患畜または疑似患畜でないと判定されるまでの間は,偶蹄類の動物 の飼養施設に立ち入らない。
 - g 異常家畜の所有者を直ちに特定し、十分な消毒を行った上で、直ちに 帰宅するよう指導するとともに、(ア)のaからhまでの助言及び指導 を行う。
 - h 異常家畜の出荷に使用された車両及び運転手を特定し、消毒を徹底するとともに、異常家畜が患畜または疑似患畜でないと判定されるまでの間は、偶蹄類の動物の飼養施設(異常家畜出荷農場及び運転手が所有する農場を除く。)に出入りしないよう指導する。また、運転手が所有する農場への立入りについても、可能な限り避けるよう指導する。
 - i 異常家畜が搬入された日以降に家畜市場から移動した家畜の移動先を 特定する。
 - j 本病と判明した場合には、市場入場者は、異常家畜が患畜又は疑似患畜と判定された日から7日間は、偶蹄類の動物の飼養施設(異常家畜出荷農場及び市場入場者が所有する農場を除く。)に立ち入らないよう指導する。また、市場入場者が所有する農場への立入りについても、可能な限り避けるよう指導する。

(2) 家畜保健衛生所の対応

- ア 通報を受けた家畜防疫員は、聞き取った情報を家畜保健衛生所長に報告する。
- イ 立入検査が必要と判断した場合は、家畜保健衛生所長は県畜産課に「異常家畜の届出を受けた際の報告」(別記様式1、参考資料p5)により報告するとともに、農場到着予定時間を告げる。

なお、報告にあたっては、確認がとれた事項から報告することとし、確認

に時間を要する事項については、確認がとれ次第報告する。

- ウ 患畜等が確定した場合に備えて、全職員に連絡・召集を行い、迅速な防疫 措置が行えるよう現地周辺の家畜飼養状況等の確認など、以下の項目につい て準備を行う。(「事前準備チェック表」参考資料p6~7)
 - (ア) 制限予定区域の設定及び農場リストの作成
- (イ) 地図の作成
- (ウ) 消毒ポイント予定地の選定
- (エ) 埋却予定地の選定(参考資料p75~76)
- (オ) 集合基地及び仮設基地の選定
- (カ) 防疫措置従事者・資材の確保
- (キ) 防疫作業計画の策定

(3) 県畜産課の対応

- ア 報告を受けた県畜産課は、患畜等が確定した場合を想定し、緊急防疫に必要な家畜防疫員の待機状況、緊急連絡網の確認、防疫資材の調達計画等の点検を行う。
- イ と畜場、家畜市場等から異常家畜を発見した旨の届出を受けた場合には、 直ちに家畜防疫員を当該と畜場等及び出荷農場に派遣する。なお、当該家畜 が県外の農場から出荷された家畜であることが判明した場合には、直ちに動 物衛生課及び出荷農場が所在する都道府県の畜産主務課にその旨を連絡する。

4 農場への病性鑑定立入検査

通報を受けた家畜防疫員は、聞き取りにより本病を疑う場合は、直ちに立入検 査を実施する。

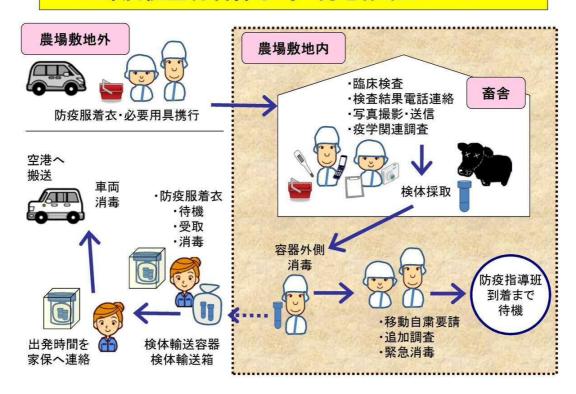
(1) 家畜防疫員の対応

- ア 家畜防疫員は、病性鑑定用器材及び消毒器材(参考資料p77)を携行して 農場に急行する。
- イ 現地到着後,車両を農場の衛生管理区域外に置いて防疫服を着用し,施設 内に入る。
- ウ 農場内へは家畜防疫員2名で立入る。
- エ 病性鑑定材料送付の必要性が生じた場合は、他に家畜防疫員1名が別途農場に向かい農場外で待機して、材料を受け取る。
- オ 異常家畜及び同居家畜について一般臨床所見を中心に検査を実施する。
 - (ア) 一般臨床症状 (元気消失,食欲不振,よだれ,跛行,起立不能,泌乳量の大幅な低下・泌乳の停止)
 - (イ) 体温測定(39℃以上)
 - (ウ) 病変の有無確認(口腔内等に水疱,びらん,潰瘍,瘢痕)
 - (エ) 病変部があった場合、全ての異常家畜(異常家畜が多数の場合は、症状

が明確な数頭)の病変部位及び病変の好発部位をデジタルカメラ等で撮影する。(参考資料p78)

- (オ) また、病性等の判定等に資するため、畜舎内の状況についても撮影し、 家畜保健衛生所に送信する。
- カ 疫学調査を実施する。 過去7日間の家畜の導入,出荷状況等
- キ 検査結果を家畜保健衛生所に電話で連絡する。

口蹄疫検査材料採取時 現地作業イメージ



(2) 家畜の所有者の対応

- ア 家畜防疫員が、速やかに臨床検査ができるように家畜の保定等に協力する。
- イ 疫学等の聞き取り調査に対して、記録帳等の提出に協力する。
- (3) 獣医師の対応
 - ア 体温測定等の協力
 - イ 病変部の確認時の協力

5 本病を否定できない場合

本病を否定できない場合は、次に掲げる対応を行う。

(1) 家畜防疫員の対応

- ア 本病を否定できないと判断する根拠を家畜保健衛生所に電話で連絡する。
- イ デジタルカメラ等で撮影した病変部については、速やかにメール等で家畜 保健衛生所へ送信する。
- ウ 現地での検査及び調査の結果を家畜保健衛生所に電話連絡し、連絡担当者は「異常家畜の症状等に関する報告」(別記様式2,参考資料p8)に記録する。
- エ 疫学調査を実施する (「立入調査票-1,2」参考資料p9~14)。
 - (ア) 家畜の移出入
 - (イ) 当該農場に出入りした次の人及び車両の移動範囲
 - a 農場作業者, 獣医師, 家畜人工授精師, 削蹄師等複数の農場の衛生管 理区域内で作業を行う者
 - b 家畜運搬車両,集乳車両,飼料運搬車両,死亡畜回収車両,堆肥運搬 車両等複数の農場の衛生管理区域に立ち入る車両
 - c 堆肥の出荷先
 - d 精液及び受精卵の出荷先
 - e 給与飼料の情報

(2) 家畜保健衛生所の対応

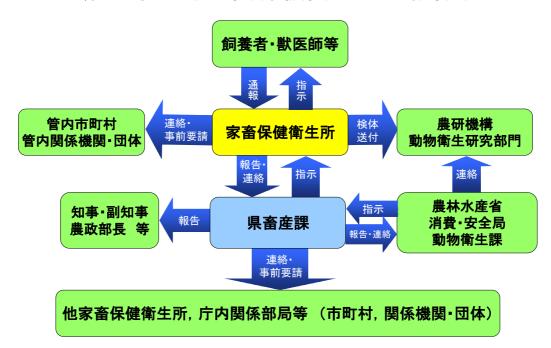
- ア 県畜産課へ検査及び調査の結果並びに判断の根拠を電話で連絡するとともに、「異常家畜飼養農場に関する疫学情報の報告」(別記様式4,参考資料 p15)をファクシミリ等で送信する。
- イ デジタルカメラ等で撮影した病変部画像が送られてきた場合は、速やかに メールで県畜産課へ送信する。また、追加で聞き取りを行った情報等がある 場合についても同様とする。

(3) 県畜産課の対応

- ア 家畜防疫員による臨床検査の結果,特定症状 (p16) を確認した場合には, 異常家畜の写真,症状,同居家畜の状況等に関する情報について,「異常家 畜の症状等に関する報告」(別記様式2,参考資料p8)により直ちに動物衛 生課に報告する。なお,確認に時間を要する事項がある場合には,確認がと れ次第追加で報告することとする。
- イ アの農場で飼養されている家畜が次のいずれかに該当する場合には、当該家畜の口腔内等の水疱等から採取した水疱液、水疱上皮、病変部スワブ、当該家畜の血液等を検体として、適切に採材し、動物衛生課とあらかじめ協議した上で、当該検体を国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構動物衛生研究部門(以下「動物衛生研究部門」という。)に搬入する体制を整える。

- (ア) 特定症状を呈している家畜が複数の畜房内で確認された場合
- (イ) 1つの畜房につき1頭の家畜を飼養している場合にあっては、特定症状を呈している家畜が隣接する複数の畜房内で確認された場合
- (ウ) 動物衛生課が検体の提出を求めた場合
- ウ 発症家畜が複数である場合(発症後数日が経過し,群内に感染の広がりがある場合など),本病である可能性が極めて高いと判断される場合は,動物衛生課に確認をした上で,関係振興局・支庁,関係市町村,九州・沖縄・山口の8県へ報告する。
 - * 混乱を避けるために、関係市町村、九州・沖縄・山口の8県には、この時点での情報の取扱いについては慎重を期すよう依頼する。
- エ (1)のエの疫学情報を「異常家畜飼養農場に関する疫学情報の報告」(別記様式4,参考資料p15)により動物衛生課に提出する。また、現地周辺の家畜飼養状況等の関連情報を整理するとともに当該農場の関連場所、施設等の調査を開始し、状況に応じて発生状況確認検査(第11の2の(1))の準備をする。

疑い事例等の関係機関への連絡体制



6 検体の採材

家畜防疫員は、異常家畜から以下の検体を適切に採材する(参考資料p79)。

- (1) ウイルス学的検査のための検体 水疱、潰瘍、びらん、痂皮等を呈している部位の組織等を採材する。
- (2) 血清学的検査のための検体 分離剤入りの真空採血管を用いて血液を採取し、冷蔵(4°C)して輸送する。

7 病性鑑定材料の送付

動物衛生研究部門へ事前連絡の上,空輸にて運搬する。検査材料には必ず「病性鑑定依頼書」(別記様式3,参考資料p16)を添付する。

(1) 家畜防疫員の対応

農場で検体を採取した家畜防疫員は、農場外に待機している家畜防疫員に検体外装を十分に消毒した容器を渡す。容器を受け取った家畜防疫員は規定の輸送容器に検体を入れて空港へ搬送する(参考資料p80~81)。

農場の出発時間を家畜保健衛生所に連絡する。

(2) 家畜保健衛生所の対応

検体の空港への到着時間と搭載可能な便を確認するとともに、県畜産課へ報告する。

(3) 県畜産課の対応

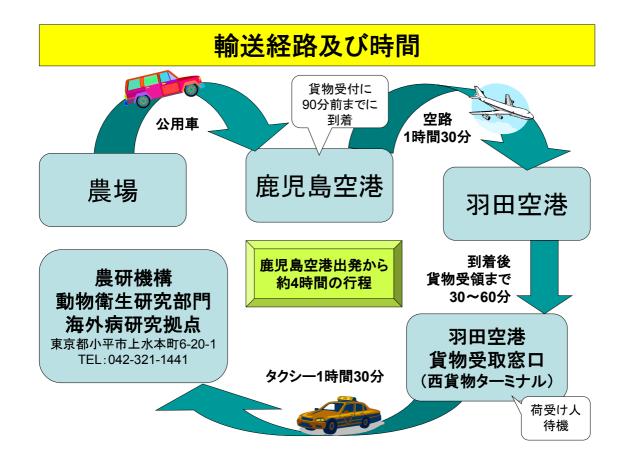
ア 搭載便を決定する。

- イ 検体を空港から搬送する職員を手配するか、又は県東京事務所職員に受け 取り、動物衛生研究部門への搬入を依頼する。
- ウ 到着予定時間を動物衛生課,動物衛生研究部門に報告する。

口蹄疫検査材料の空輸措置 所内での書類作成等 空港での手続き 空港貨物部への事前連絡 ①空輸する品名 事務書類作成 (危険物(口蹄疫関連)である旨) 病性鑑定依賴書 ②搭乗便名 (別記様式3, 様式編p16) 連絡先 異常家畜の病変部等の画像を JAL貨物部: 0995-58-4960 ANA貨物部 : 0995-58-2640 畜産課へ送信 空輸手続き 危険物貨物の申告書作成 ①出発時刻90分前に貨物部にて手続き JAL:輸送申告書兼チェックリスト ②危険物貨物の申告書提出 ANA: 危険物貨物申告書兼 ③貨物運送状番号を記入し、畜産課へ連絡 受託チェックリスト ④身分証明書, 印鑑, 免許証, 現金持参 (身分確認、書類訂正に必要) ⑤空輸料金の前払い 2,950円程度(2kg超~5kg未満) 検体輸送容器等の準備 1,215円程度 (2kg未満) ①保冷剤 ⑥領収書の受領 ②輸送容器に輸送容器記載事項貼付 ・県職員搬送の場合:搭乗券、タクシー代の持参 ③検体輸送箱へ危険物シール貼付 搭乗手続き ④輸送箱の上部に必要事項記載 ・羽田にて受取の場合:荷受け人への連絡

(4)輸送経路及び時間

輸送については、下記の経路で搬入することとする。 鹿児島空港出発から動物衛生研究部門への所要時間は約4時間。



8 緊急防疫作業(農場における措置)

病性が決定するまでの間, まん延防止対策として, 次の緊急防疫作業等を実施する。

(1) 家畜防疫員の対応

- ア 家畜防疫員は、当該農場の出入り口並びに当該農場で使用している衣類・ 飼養器具・機材等、農場内等の緊急消毒を実施する。
- イ 当該農場への関係者以外の者の立入を制限する。
- (2) 家畜保健衛生所の対応
 - ア 家畜保健衛生所は、病性決定までの間、家畜の所有者に対して次に掲げるものの移動を制限する。
 - (ア) 生きた家畜
 - (イ) 生乳
 - (ウ) 採取された精液及び受精卵
 - (エ) 家畜の死体
 - (オ) 家畜の排せつ物等
 - (カ) 敷料, 飼料及び家畜飼養器具

9 陽性判定時に備えた準備

(1) 防疫指導班の派遣と現地調査

防疫措置に係る事前準備を迅速に行うため、各自が共通認識のもと、それぞれの分担を的確に遂行する必要がある。そこで、各所属の担当による防疫指導班を編成し、現地調査を実施することで防疫措置に必要な情報を把握する。

ア 防疫指導班の構成員

構成員は下記のとおりとする。

家畜防疫員1名地域振興局畜産担当1名市町村担当1名

建設業協会 1 名(※ 必要に応じて加えるものとする)

イ 調査事項

発生現地に出向き、「事前準備チェック表」(参考資料p6~7)を使用して防疫措置に必要な事項の確認を行うとともに、各構成員は連携し調査を行う。現地での調査には、先に立入検査を行っている家畜防疫員と協議し、「口蹄疫初動防疫事前調査票」(参考資料p17~18)を作成する。

なお、先に立入検査を行っている家畜防疫員は、農場概要図等を作成し、 写真撮影後、携帯電話やメール等を活用して現地対策本部及び県対策本部(県 畜産課)へ報告する。

- (ア) 発生農場内に関する事前準備項目
 - a 防疫措置に必要な資材の数量と搬入場所
 - ・ 殺処分に必要な資材
 - ・清掃に必要な資材
 - ・消毒に必要な資材
 - ・防疫フェンスの必要の有無と規模
 - ・仮設トイレ
 - 水源及び電源等の確保
 - ・これらの搬入場所
 - ※ 夜間作業の場合、それに必要な資材も加えて検討する。
 - b 防疫措置に従事する必要人員数
 - c 埋却に関する事項
 - ・農場内の確保状況
 - ・確保場所の規模(面積)
 - ・確保した規模に対する必要な資材(重機も含む)
 - ・埋却地の消毒に必要な資材
 - ※ 夜間作業の場合、それに必要な資材も加えて検討する。
- (イ) 発生農場周辺に関する事前準備項目
 - a 通行制限・遮断ポイントの確認

- ・ポイントの場所と設置数
- ・ポイント設置に必要な資材
- ・ポイントの運営に必要な人員
- ※ 夜間作業の場合、それに必要な資材も加えて検討する。
- b 仮設基地の設置に関すること
 - ・設置場所と規模(面積)
 - ・設置に必要な資材
 - ・休憩に必要な資材(椅子,暖房機器,照明,給水等)
 - 仮設トイレの設置場所(最初で設置すると移動できないため。)
 - ・救護場所の検討
 - ※ 夜間作業の場合、それに必要な資材も加えて検討する。
- (ウ)「口蹄疫初動防疫事前調査票」(参考資料p17~18)は、写真撮影するなどして、携帯電話やメール等を活用し、家畜保健衛生所及び畜産課に報告する。

(2) 防疫作業計画の策定

患畜及び疑似患畜決定後のまん延防止措置を迅速かつ的確に実施するため、 発生農場等における防疫措置の開始から完了までの作業工程を整理し、工程表 を作成する。

ア 以下の初動防疫に関する手法等を策定する。

- (ア) 殺処分方法(薬液,電殺器,炭酸ガス等)
- (イ) 搬出・運搬方法(畜舎から埋却地までの動線,使用機材・重機等)
- (ウ) 清掃・消毒方法(使用薬液, 散布方法等)
- (エ) 埋却方法(シート使用,ガス対策等)
- (才) 汚染物品処理方法

イ 役割分担

(ア) 家畜保健衛生所及び県畜産課 現地の情報を取りまとめ防疫作業計画を策定する。

(3) 埋却予定地の選定

埋却地はまん延防止のため、原則として、発生農場の敷地内又は隣接地等とする。やむを得ない事情により、これらの埋却地を確保できない場合には、あらかじめ確保してある公有地の利用等を検討する。

ア 埋却地の条件

- (ア)人家,水源,河川及び道路に近接しない場所で,日常,人及び家畜が接近しない場所であること。
- (イ) 洪水や崩落等の可能性がない場所であること。
- (ウ) 最低4m程度の掘削が可能であること。
- (エ) 埋却後3年以上、発掘等を実施する予定がない場所であること。
- (オ)機械(特に重機),資材の搬入が容易であること。

イ 役割分担

(ア) 家畜の所有者

農場の敷地内又は隣接地等に埋却予定地を確保する。

- (イ) 家畜保健衛生所,地域振興局・支庁及び市町村
 - a 家畜保健衛生所は、県畜産課、地域振興局・支庁、市町村及び家畜の 所有者と連携・協議して適切な埋却候補地を選定する。
 - b 適切な候補地がある場合は,関係機関職員(地域振興局・支庁,市町村)等で現地確認を行い、その結果を県畜産課に報告する。

(ウ) 県畜産課

県畜産課は、家畜保健衛生所、地域振興局・支庁及び市町村と連携し、 必要な対策を実施する。

(4) 集合基地及び仮設基地の選定

防疫作業を円滑に実施し、本病のまん延を防止するために集合基地及び仮設 基地の設置が必要であることから、次のとおり選定する。

なお,仮設基地の設置にあたっては,防疫指導班の現地調査の情報を元に関係者で設置場所について検討する。

ア 集合基地

集合基地とは、防疫措置従事者が集合し、作業の説明、防疫服への着替え、 資材の配付、シャワー施設として利用する場所である。したがって、設置条件としては、発生地(農場等)に近く、駐車場が広く、多数の人員が収容できる場所(体育館、公民館等)とする。

イ 仮設基地

仮設基地とは、防疫資材の補給、作業後の脱衣等の場所である。したがって、設置条件としては、発生地(農場等)の隣接地で、コンテナやテント等を設置できる場所とする。やむを得ない事情により、発生地の隣接地に確保できない場合にはできるだけ近くに確保する。

ウ 役割分担

(ア) 市町村

市町村は、家畜保健衛生所と連携・協議し、集合基地及び仮設基地を選 定、確保する。

(イ) 家畜保健衛生所

市町村に協力し、必要な対策を実施する。

(ウ) 地域振興局・支庁

市町村,家畜保健衛生所とともに集合基地及び仮設基地の選定,確保等について連携・協議する。

(5) 防疫措置従事者及び資材確保の準備

各防疫措置をそれぞれ実施する際に必要と考えられる防疫措置従事者及び資材・機材の確保に備える。

ア 防疫措置従事者

(ア) 次の作業に必要となる人員数を算出する。

- a 家畜の殺処分
- b 死体等の埋却

- c 消毒ポイントの設置
- d 発生状況確認検査(移動制限区域内の電話調査,立入検査)
- (イ)上記(ア)の各作業に必要な人員数は、所属先、その他必要事項を整理 してリストを作成する。
- (ウ) 防疫措置従事者の選定に際しては、事前に偶蹄類動物の飼養の有無を確認しておくこと。

イ 資材・機材

- (ア)以下の作業に必要となる資材・機材をリストアップし、数量、手配先、 その他必要事項を整理してリストを作成する。(参考資料p84~95)
 - a 家畜の殺処分
 - b 死体等の埋却
 - c 消毒ポイントの設置
 - d 発生状況確認検査(立入検査,採血,臨床検査,電話調査)
 - ※ 重機については、県建設業協会と協議する。

ウ 役割分担

(ア) 家畜防疫員

農場に立入りした防疫指導班の家畜防疫員は、家畜保健衛生所に調査した農場の状況等を報告する。

(イ) 家畜保健衛生所

家畜保健衛生所は,(ア)の情報から,必要とする防疫措置従事者及び 資材を算定し,リストを作成する。それに基づき,県畜産課,地域振興局 ・支庁,市町村その他関係機関と連携・協議して防疫措置従事者及び資材 の確保に備える。また,県内の各家畜保健衛生所の資材保有状況を確認す る。

(ウ) 県畜産課

県畜産課は、家畜保健衛生所その他関係機関と連携・協議して防疫措置 従事者及び資材・機材の確保に備える。国及び他県からの防疫措置従事者 の派遣が必要である場合には、その算定を行い、国等へ派遣を要請する。

(エ) 地域振興局・支庁及び市町村

地域振興局・支庁及び市町村は、家畜保健衛生所その他関係機関と連携、協議して防疫措置従事者及び資材の確保に備える。地域振興局・支庁は、特に、消毒ポイント設置の際は、消毒作業人員の派遣とその調整を行い、消毒ポイントの管理・運営を実施する。

(オ)農業協同組合、農業共済組合及び獣医師等

現地家畜保健衛生所,地域振興局・支庁及び市町村と協力して防疫措置従事者及び資材の確保に備える。

(6) 発生農場等周辺住民への防疫措置の説明

発生農場,埋却地,集合基地,仮設基地,消毒ポイント等の防疫措置に関連する施設並びに作業場所の周辺に居住する方々に対しては,法に基づく防疫措置を行う旨を説明する。

10 本病が否定される場合(経過観察)

本病が否定される場合は、次に掲げる対応を行う。

(1) 家畜防疫員の対応

本病を否定する判断の根拠を家畜保健衛生所に電話で連絡する。

(2) 家畜保健衛生所の対応

家畜保健衛生所は判断の根拠を十分に検討し、県畜産課へ電話で連絡すると ともに、必要に応じ画像も送信する。

(3) 県畜産課の対応

県畜産課は、否定されると判断した根拠について十分に検討し、それを確認 する。

本病が否定されると判断できる場合には、当該家畜の所有者等に対する指示を解除するように指示し、家畜防疫員の待機を解除する。

なお、必要に応じて、経過観察(参考資料p96)を指示する。

11 その他

4から10までの措置は、家畜の所有者等からの届出によらず、家畜防疫員の立 入検査時により異常家畜が発見された場合についても、同様に行うものとする。

また、県畜産課は、と畜場、家畜市場等から異常家畜を発見した旨の届出を受けた場合には、直ちに家畜防疫員を当該と畜場等及び出荷農場に派遣し、4及び8に準じた措置を講ずる。なお、当該家畜が県外の農場から出荷された家畜であることが判明した場合には、直ちに動物衛生課及び出荷農場が所在する都道府県の畜産主務課にその旨を連絡する。また、同様の状況から、他の都道府県から連絡を受けた場合には、直ちに家畜防疫員を出荷農場に派遣し、4及び8に準じた措置を講ずる。

第4 病性等の判定

1 病性の判定方法

農林水産省は、次の(1)及び(2)により、病性を判定する。

- (1)病変部位の写真,疫学情報及び動物衛生研究部門が行う遺伝子検査の結果又は第3の10の経過観察の結果に基づき,食料・農業・農村政策審議会家畜衛生部会牛豚等疾病小委員会(以下「小委」という。)の委員等の専門家の意見を踏まえ、判定する。ただし、第8の1の(1)の移動制限区域内で飼養されている家畜又は第11の1の(1)のイの疫学関連家畜について、病変部位の写真から本病に特有の臨床症状を明確に確認できる場合には、専門家の意見も踏まえ、遺伝子検査の結果を待たずに、臨床症状及び疫学情報により、直ちに判定する。
- (2)(1)の病性判定時に陽性と判定されなかったものの,動物衛生研究部門が 行う血清抗体検査又はウイルス分離検査により陽性の結果が出た場合には,専 門家の意見も踏まえ,改めて判定する。

2 患畜又は疑似患畜

農林水産省は、1の病性の判定の結果に基づき、次のいずれかに該当する家畜を患畜又は疑似患畜と判定する。当該判定の結果については、判定後直ちに、動物衛生課から県畜産課に通知される。

(1) 患畜

- ア ウイルス分離検査により、口蹄疫ウイルスが分離された家畜
- イ 本病に特有の臨床症状が明確であり、遺伝子検査により口蹄疫ウイルスに 特異的な遺伝子が検出された家畜
- ウ 本病に特有の臨床症状が明確であり、血清抗体検査により口蹄疫ウイルス に対する抗体が検出された家畜

(2) 疑似患畜

- ア 患畜が確認された農場で飼養されている家畜(と畜場,家畜市場等で患畜が確認された場合は,当該確認時に当該と畜場,家畜市場等で当該患畜と同居している家畜及び当該家畜の出荷農場において飼養されている家畜)
- イ 第8の1の(1)の移動制限区域内の農場又は第11の1の(1)のイの疫 学関連家畜を飼養する農場において、本病に特有の臨床症状が明確である家 畜及び当該家畜が確認された農場で飼養されている家畜
- ウ 患畜又は疑似患畜(イに掲げる家畜に限る。)と判定した日(発症した日が推定できる場合にあっては、その日。以下「病性等判定日」という。)から溯って7日目の日以降に、当該患畜又は疑似患畜(イに掲げる家畜に限る。)

- が確認された農場(以下「発生農場」という。)で家畜の飼養管理に直接携わっていた者が、当該飼養管理を行って以降に直接の飼養管理を行った他の 農場において飼養されている家畜
- エ 第11の1の(1)のアの疫学調査の結果により、病性等判定日から遡って 7日目の日以降に患畜又は疑似患畜(イに掲げる家畜に限る。)と接触した ことが明らかとなった家畜
- オ 第11の1の(1)のアの疫学調査の結果により、病性等判定日から遡って 7日目の日以降に患畜または疑似患畜(イに掲げる家畜に限る。)から採取 された精液又は受精卵を用いて人工授精又は受精卵移植を行った家畜
- カ 第11の1の(1)のアの疫学調査の結果により、病性等判定日から遡って 7日目の日より前に患畜又は疑似患畜(イに掲げる家畜に限る。)と接触し たことが明らかとなった家畜であって、当該患畜又は疑似患畜の発症状況等 からみて、患畜となるおそれがあると家畜防疫員が判断した家畜

第5 患畜又は疑似患畜決定後の作業

1 関係機関等の連携及び対策本部の設置・開催

- (1)疑い事例の報告を受けた県畜産課は、円滑かつ的確な防疫措置を実施するため、庁内関係部局及び県警察本部等の関係機関と、家畜保健衛生所は市町村、獣医師会及び関係団体等と連絡体制を構築し、防疫作業について協力を依頼する
- (2) 患畜又は疑似患畜であると判定する旨の連絡を受けた県畜産課は、鹿児島県口蹄疫対策本部設置要領に基づき、速やかに関係部局で構成する県対策本部を、家畜保健衛生所は現地対策本部、地域対策本部を設置、開催する。ただし、円滑かつ的確な防疫措置を行う上で特段の必要があるときは、病性の判定前に設置、開催する。

2 関係者への連絡

- (1) 県畜産課は、患畜又は疑似患畜の決定を受け、現地対策本部に必要な防疫措置を指示する。また、速やかに、次の者に対し、その旨及び発生農場の所在地について、電話、ファクシミリ、電子メール等により連絡する。
 - ア 当該家畜の所有者
 - イ 県内の市町村
 - ウ 県獣医師会, 生産者団体その他関係団体
 - エ 県警察, 自衛隊その他関係機関
 - オ 九州・沖縄・山口の8県
- (2) 発生農場から半径10km以内の農場及び県が必要と認める者に対して、患畜又は疑似患畜が確認された農場の詳細な所在地を情報提供する。
- (3) 発生農場の情報提供を受ける者に対し、本病のまん延防止を目的として行われる情報提供であることを周知し、情報をそれ以外の目的で使用したり、漏えいさせることのないよう指導する。特に、情報が無秩序に拡散するおそれがあるため、当該情報をインターネット上に掲載することは厳に慎むよう指導を行う。
- (4) 県畜産課は、患畜又は疑似患畜でないと判定された場合、その旨を管轄の家畜保健衛生所から家畜の所有者に連絡する。また、届出に係る異状の原因の調査を行い、その結果について当該家畜の所有者に説明するとともに、県畜産課から動物衛生課に報告する。

【留意事項】対策本部組織構成

- ・総 務 班:防疫指針に基づく具体的な防疫方針の策定,予算の編成及び執行, 情勢分析,農林水産省,その他の関係機関との連絡調整(発生農場,現地対策本部及び畜産主務課間等の連絡調整も含む。)及び 庁内連絡会議の開催を行う。
- ・情報 班:発生状況及び防疫対応状況等の収集,広報資料の作成,広報連絡 及び問合せの対応を行う。
- ・病性鑑定班:異常家畜の届出に対する立入調査,病性鑑定のための検体の採取, 当該検体の受入れ及び送付並びに病性鑑定を行う。
- ・防疫指導班:発生農場を調査し、防疫措置の企画及び指導に関し総務班に助言する。
- ・防疫支援班:焼却,埋却,消毒等の防疫用の資材・機材の調達及び配布,防疫 要員の動員並びに関連業務の調整を行う。
- ・防疫対応班:立入制限,殺処分,農場消毒等の防疫措置並びに移動制限区域及 び搬出制限区域(以下「制限区域」という。)内農場等の検査等 の対応を行う。
- ・評価班:発生農場及び周辺農場における手当金の交付のための家畜や物品の評価等を行う。
- ・記 録 班:発症家畜の畜舎内の位置(場所)や頭数等の情報の記録,発症家 畜の病変部位のステージの確認及び写真撮影,防疫作業の画像の 撮影等を行う。
- ・疫学調査班:まん延防止のため、発生農場における家畜、人、物及び車両の出入りに関する疫学情報を収集し、疫学関連農場家畜等の特定のための調査や感染経路の究明に必要な情報の収集及び整理を行う。 また、国の疫学調査チームと連携し、現地調査等を行う。
- ・原因究明班:感染経路究明のための必要な情報の収集及び整理や国の疫学調査 チームと連携した現地調査を実施する。
- ・庶 務 班:所要経費の確保及び手当金等の支出に関する事務を行う。
- ・保 健 班:公衆衛生部局等(保健所設置市の場合は,当該市担当部局も含める。)との連携のもと,防疫措置従事者及び家畜の飼養者の健康確認や保健上の問題(精神保健上の問題を含む。)へ対応する。

3 報道機関への公表等

- (1) 県畜産課は、患畜又は疑似患畜と判定がなされたときは、その内容や今後の防疫措置について報道機関に公表する。ただし、円滑かつ的確な防疫措置を行う上で特段の必要があるときは、動物衛生課と協議の上、病性の判定前に公表する。
- (2) 当該公表は,動物衛生課と県畜産課で協議の上,原則として,農林水産省及 び県が同時に行う。
- (3) 当該公表に当たっては、人、車両等を介して感染が拡大するおそれがあること等について正確な情報提供を行う。また、発生農場に関する情報を公表する場合には、当該農場の所在地までにとどめ、当該農場の名称等の公表は、差し控える。
- (4) 防疫措置の進捗状況についても,動物衛生課と県畜産課で協議の上,必要に応じ,報道機関に公表する(「プレスリリース」別記様式5,参考資料p23~24)。
- (5) 報道機関等に対し、次の事項について、協力を求める。
 - アプライバシーの保護に十分配慮すること。
 - イ まん延防止及び円滑に防疫措置を実施するため、発生農場や周辺農場等に は近づかないこと。なお、県畜産課は、可能な限り、農場周辺及び内部防疫 措置の画像を報道機関等からの要請により提供する。

4 防疫措置に必要な人員の確保

- (1) 県畜産課は、疫学調査、発生農場におけると殺等の防疫措置、移動制限の実施、消毒ポイントの運営等に必要な人員に関する計画を立て、関係機関及び関係団体の協力を得て、必要な人員を速やかに確保する。また、その計画について速やかに動物衛生課に報告する。
- (2) 本県のみでは、発生農場における防疫措置、周辺農場の調査等を実施することが困難な場合には、農林水産省等の職員や他の都道府県からの家畜防疫員及び自衛隊の派遣要請について、動物衛生課と協議する。